

【議案第37号】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（※総務文教委員会分）

議員名	反対理由
西村 健	増税によるコスト増をサービス受益者に転嫁しない場合、市民全体に負担を課すことになり不公平が生じるとのことだが、それは料金を課す側の市の論理であり、条例改正をせず料金を据え置くことに不公平を感じる市民はいない。市民の負担増について検討、配慮した様子が見えない。

【議案第38号】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（※産業建設委員会分）

議員名	反対理由
西村 健	増税によるコスト増をサービス受益者に転嫁しない場合、市民全体に負担を課すことになり不公平が生じるとのことだが、それは料金を課す側の市の論理であり、条例改正をせず料金を据え置くことに不公平を感じる市民はいない。市民の負担増について検討、配慮した様子が見えない。

【議案第49号】

財産の取得について（しまねお魚センター）

議員名	反対理由
川上 幾雄	仮契約書には「担保責任」を示す条項が存在せず、購入後発見された瑕疵を直すに要する費用を、売主に責任追及できず。対応は買主である浜田市が行わなければならない。すなわち市民の税金が必要とされる。この契約は不利益を市民に負わせ、売主に不当な利益を与えることになるから反対した。
西田 清久	財産の取得には、もう少し精査が必要。
澁谷 幹雄	副市長の「利益相反」が解消されていないため。

【議案第51号】

令和元年度浜田市一般会計補正予算（第2号）

議員名	反対理由
澁谷 幹雄	当初予算での7,300万円の改修工事費がわずか3か月後に2,000万円の補正予算を求めるとは何事か。

【議案第53号】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（※福祉環境委員会分）

議員名	反対理由
西村 健	増税によるコスト増をサービス受益者に転嫁しない場合、市民全体に負担を課すことになり不公平が生じるとのことだが、それは料金を課す側の市の論理であり、条例改正をせず料金を据え置くことに不公平を感じる市民はいない。市民の負担増について検討、配慮した様子が見えない。

【請願第5号】

浜田城址公園の桜樹勢回復及びその他危険木の対応に関する請願について

議員名	反対理由
串崎 利行	一部採択ではなく、すべて採択の考えである。土壌改良し、樹木を守るべき。
道下 文男	城山公園の桜は老木化しており、早急な対策が必要であり、3項目必要だ。
西田 清久	一部採択ではなく、全て採択の考えである。請願者の想いを受け止めていない。
澁谷 幹雄	一部採択でなく全部採択すべきと考えるため。

【請願第6号】

後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」に継続を求める意見書の提出について

議員名	反対理由
三浦 大紀	現役世代の負担も同時に考えなくてはならない問題であるため。
沖田 真治	高齢者優遇の請願内容であるため。療養費制度は公平に負担すべき。
西川 真午	全ての後期高齢者が貧困状態にあるわけではなく、公平性を欠くため。
柳楽真智子	現時点で国から明確な方針などは何も示されていない。これまで医療費窓口負担については所得に応じて減免されており、保険料収入と給付費を考えた時、応分負担はやむを得ないと考える。
永見 利久	若者の高額な負担となるので反対。
佐々木豊治	この案件について、国においても、まだこれから議論がされる案件であり、なにも示されていない状況で、意見を示すことは反対である。
道下 文男	国の財政事情を考慮しての政策であり継続を認めるべきでない。
西田 清久	後期高齢者のためには賛成したいが社会保障（医療費分）の負担が若い世代にも及ぶことが懸念される。
澁谷 幹雄	所得の多い高齢者に応分の負担を求めなければ財政破綻し結局若い人たちの負担が増えるため。

【請願第7号】

主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書の提出について

議員名	反対理由
柳楽真智子	現在、島根県では、種子法廃止後に一定程度の対策を講じていると伺っている。民間の参入も必要と考える。
佐々木豊治	種子法廃止の理由は種子産業への民間参入を促すのが大きな目的とされているが、種子法復活も条例制定も民間が入り込みにくい状況に変わりはないと考える。県の大綱を持続していく中で、民間参入の必要性が生じてきたときに、改正を行うべきと考えるため反対。
道下 文男	国の今後の事を考慮しての政策であり、廃止の復活には反対である。
田畑 敬二	改正後の（現行）ままで良い。
西田 清久	請願の趣旨は一定理解出来るが、種子産業への民間企業の参入を促すことも一定には必要と考える。
澁谷 幹雄	民間活力が阻害されるため。

【発議第2号】

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

議員名	反対理由
西川 真午	過疎地域の状況は多様に変化しており、総合的な対策よりも、高齢者福祉や中山間地対策などの個別の政策の充実が必要であるため。

【発議第3号】

地方財政の充実・強化を求める意見書について

議員名	反対理由
西川 真午	税制については、地方自治体の財政の問題としてではなく、国家の財政として広く論じられるべきであるから。

【発議第4号】

後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」に継続を求める意見書について

議員名	反対理由
三浦 大紀	現役世代の負担も同時に考えなくてはならない問題であるため。
沖田 真治	高齢者優遇の請願内容であるため。療養費制度は公平に負担すべき。
西川 真午	全ての後期高齢者が貧困状態にあるわけではなく、公平性を欠くため。
柳楽真智子	現時点で国から明確な方針などは何も示されていない。これまでも医療費窓口負担については所得に応じて減免されており、保険料収入と給付費を考えたとき、応分負担はやむを得ないと考える。
永見 利久	若者の高額な負担となるので反対。
佐々木豊治	この案件について、国においても、まだこれから議論がされる案件であり、なにも示されていない状況で、意見を示すことは反対である。
道下 文男	請願第6号に同じく、高齢者より若者のことを考え、反対する。
西田 清久	請願第6号と同じく、負担が若い世代にも及ぶことが懸念される。
澁谷 幹雄	所得の多い高齢者に応分の負担を求めなければ財政破綻し結局若い人たちの負担が増えるため。

【発議第5号】

主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書について

議員名	反対理由
柳楽真智子	現在、島根県では、種子法廃止後に一定程度の対策を講じていると伺っている。民間の参入も必要と考える。
佐々木豊治	種子法廃止の理由は種子産業への民間参入を促すのが大きな目的とされているが、種子法復活も条例制定も民間が入り込みにくい状況に変わりはないと考える。県の要綱を持続していく中で、民間参入の必要性が生じてきたときに、改正を行うべきと考えるため反対。
道下 文男	請願第7号に同じく、国が日本国の今後のことを考慮しての政策であり、廃止の復活には同意できない。
田畑 敬二	改正後の（現行）ままで良い。
西田 清久	請願第7号と同じく種子産業への民間企業の参入を促すことも一定には必要と考える。
澁谷 幹雄	民間活力が阻害されるため。

【発議第6号】

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をもとめる意見書について

議員名	反対理由
柳楽真智子	現在、島根県では、種子法廃止後に一定程度の対策を講じていると伺っている。民間の参入も必要と考える。
佐々木豊治	種子法廃止の理由は種子産業への民間参入を促すのが大きな目的とされているが、種子法復活も条例制定も民間が入り込みにくい状況に変わりはないと考える。県の要綱を持続していく中で、民間参入の必要性が生じてきたときに、改正を行うべきと考えるため反対。
道下 文男	発議第5号と同じ考え方で県での条例も同意できない。
田畑 敬二	改正後の（現行）ままで良い。
西田 清久	請願第7号に関連して条例制定までに精査が必要。
澁谷 幹雄	民間活力が阻害されるため。